

2020年度(第26回)都市ビル環境の日
第13回「子ども絵画コンクール」優秀賞

『宇宙ロボットの大そうじ』
ハンフィゾウさん(深江小学校6年)の作品



業界のタイムリーな情報をお手元に

ビルメン FUKUOKA

2021

10

Issue ● 334

編集・発行/
公益社団法人 福岡県ビルメンテナンス協会
〒812-0011 福岡市博多区博多駅前1丁目15番12号
TEL. (092) 481-0431 FAX. (092) 481-0432
<http://www.fukuoka-bma.jp>



建築物環境衛生管理技術者の兼任要件を緩和

厚生労働省の「建築物衛生管理に関する検討会」は、建築物環境衛生管理技術者の兼任要件の見直し等についての検討結果を報告書として取りまとめ、令和3年7月30日付にて公表しました。

建築物における衛生的環境の確保に関する法律では、特定建築物の所有者等に対して、建築物環境衛生管理基準に従って維持管理することを義務づけ、建築物環境衛生管理技術者を選任し、その維持管理を監督させること等を規定しています。

近年、建築衛生設備・機器に関する ICT は目覚ましく進展しており、また、国際機関における室内空気質ガイドライン等が見直されている状況等を踏まえ、建築物衛生の有識者により構成される検討会を立ち上げ、6回にわたり検討を行ってきました。

厚生労働省では、この報告書を踏まえ、今後、政省令改正等を行う予定です。

建築物衛生管理に関する検討会報告書(概要)

昨今の建築衛生設備等に関する ICT の進展や、国際機関におけるガイドライン等の見直し状況等を踏まえ、

①建築物環境衛生管理技術者の兼任要件の緩和 ②建築物環境衛生管理基準の見直し ③特定建築物の要件の見直しの3点について検討を行った。

① 建築物環境衛生管理技術者の兼任要件の緩和について

【現状など】

- 特定建築物ごとに建築物環境衛生管理技術者を選任。
- 原則、一人の管理技術者は同時に他の特定建築物の管理技術者になることはできない。ただし、それぞれの特定建築物において統一的管理性が確保されている場合には、例外的に3棟までの兼任が可能。
- 近年の建築物を取り巻く状況の変化や ICT の活用を前提として、上記の兼任要件の緩和について検討が求められていた。

【検討結果】

建築衛生設備・機器に関する ICT の進展等を踏まえ、一人の建築物環境衛生管理技術者は複数の特定建築物を兼任できないという原則及び例外的に兼任できる条件・上限数は廃止し、特定建築物所有者等と管理技術者との合意があれば、複数の特定建築物の建築物環境衛生管理技術者を兼任可能とする。

② 建築物環境衛生管理基準の見直しについて

国際機関における室内空気質のガイドライン等を踏まえ、一酸化炭素の含有率及び温度の基準値を以下のとおり、見直すこととする。

- 一酸化炭素の含有率の基準について、現行の「100万分の10以下」を「100万分の6以下」に見直すとともに、大気中の一酸化炭素濃度が高い場合の特例を廃止する。
- 温度の低温側の基準について、現行の「17度」から「18度」に見直す。

③ 特定建築物の要件の見直しについて

【現状など】

- 建築物の延べ面積が2,000㎡以上3,000㎡未満の建築物(中規模建築物)は、特定建築物に該当せず、建築物衛生法に基づく維持管理が義務づけられていない。
- これらの建築物の衛生管理状況に懸念が示されており、特定建築物の範囲や維持管理のあり方について検討が求められていた。

【検討結果】

中規模建築物に対し、直ちに特定建築物と同等の維持管理を一律に義務づけるのではなく、建築物の用途の種別によるリスクの内容や度合いに応じた建築物所有者等による維持管理の促進等について、引き続き検討する。

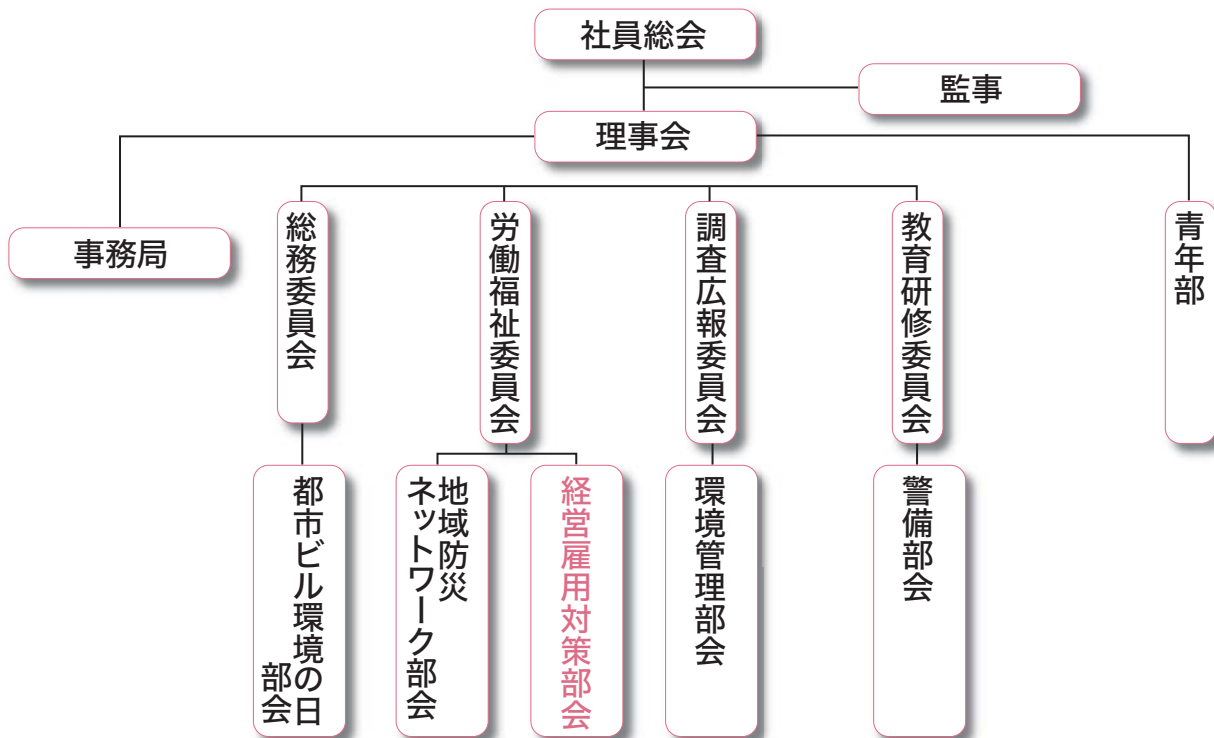
※事務所用途の中規模建築物は約9,000棟、店舗用途の中規模建築物は約8,000棟となることが調査研究で明らかとなっており、特定建築物所有者等を指導する保健所の業務負担が大きくなりすぎるとの懸念も考慮。

「雇用促進支援部会」から「経営雇用対策部会」へ!

これまで「雇用促進支援部会」は、障がい者雇用や外国人雇用といった雇用支援を目的に活動してきました。この度、「経営雇用対策部会」へ名称を変更し、新たに労務問題や経営課題などの経営問題の解決に向けた支援にも取り組むことになりました。

つきましては、当部会の活動にご協力をいただける方々を募集しております。ご参加いただける方は、当協会事務局までご連絡ください。

公益社団法人 福岡県ビルメンテナンス協会 組織図変更(2021年)



マネジメント委員会

▶10社から15社にて構成。任期は2年とする。

| | |
|---------|--|
| 総務委員会 | 総会、理事会等の会議を主管し、諸規程、予算、決算の審議をする。 |
| 労働福祉委員会 | 就労者の労働安全、衛生問題と福利厚生について検討する。 |
| 調査広報委員会 | 環境衛生に関する様々な課題を調査研究する。 広報活動としてホームページ、ビルメンFUKUOKAを主管する。 |
| 教育研修委員会 | 環境衛生に関する教育研修事業を行う。 |

専門部会

▶委員会との重複は妨げない。任意に参加。会員以外の参加も可能。

| | |
|--------------|--|
| 都市ビル環境の日部会 | 建築物の衛生的環境や安全性の確保を通して、環境保全に関する啓発活動「都市ビル環境の日」を推進する。 |
| 地域防災ネットワーク部会 | 地域社会との連携を図り、大規模災害時における応急対処対策業務の一環として環境衛生部門(清掃・消毒等)に迅速かつ的確に対処すべき方法を構築する。 〔風水害等地域災害時の復旧援助を想定〕 |
| 環境管理部会 | 環境衛生関連団体等と連携を図り、環境衛生に関する現状、実態を把握する。 関連団体と共に建築物環境衛生管理の意識向上・周知を図る。 |
| 経営雇用対策部会 | 就労弱者の雇用支援を目的とする。 高齢者雇用や知的障がい者就労支援に参画する。 労務管理の意識向上・周知を図り、労務問題や経営課題などの解決に向けた支援を行う。 |
| 警備部会 | 警備業法の勉強や法令遵守の普及を目的とする。 施設警備に関する研修等の運営を行う。 |

新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の 対象期間等の延長及び 緊急事態宣言の発令等に伴う地域特例のお知らせ

＜申請対象期間等の延長について＞

新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金について、
申請対象期間及び申請期限が延長となりました。

| | 申請対象期間 | 申請期限 |
|------|----------------|---------------|
| 中小企業 | 令和2年10月～令和3年9月 | 令和3年12月31日(金) |
| | 令和3年10月～11月 | 令和4年2月28日(月) |
| 大企業 | 令和2年4月～6月 | 令和3年12月31日(金) |
| | 令和3年1月8日～9月 | |
| | 令和3年10月～11月 | 令和4年2月28日(月) |

【注意点】(中小企業・大企業共通)

- 1日当たり支給上限日額9,900円(令和3年4月まで分は11,000円)
- 一部対象地域においては、申請対象期間が令和3年5月～11月分の場合でも、支給上限日額が11,000円となります(詳細については右頁をご参照ください)。
- 申請開始日は休業した期間の翌月初日からとなります(例:10月の休業であれば11月1日から申請可能)。

【中小企業にお勤めの場合の注意点】

○休業した期間が令和2年4～9月であっても、以下の場合であれば申請を受け付けます。

・令和2年10月30日に公表したリーフレットの対象となる方(☆)

→令和3年12月31日(金)までに対象となる旨の疎明書を添付し、申請していただければ、本制度を知った時期にかかわらず受け付けます。

・既申請分の支給(不支給)決定に時間がかかり、次回以降の申請が期限切れとなる方

→支給(不支給)決定が行われた日から1か月以内に申請していただければ受け付けます。

(☆)・いわゆるシフト制、日々雇用、登録型派遣で働かれている方

・ショッピングセンターの休館に起因するような外的な事業運営環境の変化に起因する休業の場合

・上記以外の方で労働条件通知書等により所定労働日が明確(「週〇日勤務」など)であり、かつ、労働者の都合による休業ではないにもかかわらず、労使で休業の事実について認識が一致しない場合。

【大企業にお勤めの場合の注意点】

○対象者については大企業に雇用されるシフト制労働者等(※)であって、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業主が休業させ、その休業に対する賃金(休業手当)を受け取っていない方。

(※)労働契約上、労働日が明確でない方(シフト制、日々雇用、登録型派遣)

※令和2年11月7日以降に時短要請等を発令した都道府県は、それぞれの要請の始期以降の休業も含まれます。対象都道府県については、厚生労働省HP特設サイト中の「新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金」のご案内リーフレットをご確認ください。

緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置に伴う特例(地域特例)

以下の地域特例の対象となる期間及び区域において、知事が行う要請を受けて飲食店等の施設について営業時間の短縮等に協力する場合で、事業主に休業させられる労働者が休業手当を受け取れないときは、**1日あたりの支給上限額が11,000円**となります。

【対象となる休業】

以下を満たす飲食店や催物(イベント等)を開催する事業主等が命じる休業

- ①緊急事態措置の対象区域またはまん延防止等重点措置の対象区域(職業安定局長が定める区域)の都道府県知事による要請等を受けて、
- ②緊急事態措置を実施すべき期間またはまん延防止等重点措置を実施すべき期間を通じ、
- ③要請等の対象となる施設(要請等対象施設)の全てにおいて、
- ④休業、営業時間の変更、収容率・人数上限の制限、飲食物提供(利用者による酒類の店内持ち込みを含む)またはカラオケ設備利用の自粛に協力する

| | | 令和3年4月末まで | 令和3年5月～11月 |
|------|--------|----------------------|-------------------|
| 中小企業 | 原則的な措置 | 8割 上限額 11,000円 | 8割 上限額 9,900円 |
| | 地域特例 | — | 8割 上限額 11,000円 |
| 大企業 | 原則的な措置 | 8割(※) 上限額 11,000円 | 8割 上限額 9,900円 |
| | 地域特例 | — | 8割 上限額 11,000円 |

(※)なお、大企業にお勤めの方については、令和2年4月1日から令和2年6月30日までの休業の場合は、6割となります。

地域特例の対象となる期間及び区域

- ◎対象期間→令和3年5月1日～令和3年11月30日
- ◎緊急事態宣言が発令された対象地域
- ◎まん延防止等重点措置の適用地域の知事が定める区域



※詳細については、厚生労働省ホームページに掲載されている区域をご参照ください。

<https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/000810971.pdf>

お問い合わせ

- 厚生労働省新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金 HP

<https://www.mhlw.go.jp/stf/kyugyoshienkin.html>



- お電話でのお問い合わせは、厚生労働省コールセンターへ

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター

TEL.0120-221-276 月～金 8:30～20:00 / 土日祝日 8:30～17:15

働き方を見直す取り組みを
宣言・実行してみませんか!



よかばい・
かえるばい企業

参加事業所募集!

今こそ、働き方を変えるばい!

「よかばい・
かえるばい企業」
とは?

県内の事業所が「よかばい」として余暇を増やす
年次有給休暇取得促進や、「かえるばい」として定時退社し、
時間外労働を削減するなど、働き方を見直すための
取り組みを宣言し、実行するものです。

まずは取り組みやすいことから
始めてみましょう!

よかばい・
かえるばい企業
参加特典

- 最寄りの労働者支援事務所が、必要に応じて、取り組み内容に応じた支援機関やメニュー（県施策、助成金など）を紹介するなどフォローアップします。
- 福岡県働き方改革推進事業ポータルサイト上で自社の取り組みをPRできます。
- 県の競争入札参加資格審査における「地域貢献活動評価」の加点対象となります。
<※審査基準日以前1年の間に、よかばい・かえるばい企業への参加(更新)登録をしていることが要件です。>
- オリジナルステッカーを送付します。

地域活動貢献評価の
詳細は、こちら



問い合わせ先▶ **福岡県福祉労働部労働局労働政策課**
TEL.092-643-3587 FAX.092-643-3588

- 福岡労働者支援事務所 TEL.092-735-6150 FAX.092-712-0497
- 北九州労働者支援事務所 TEL.093-967-3945 FAX.093-967-3946
- 筑後労働者支援事務所 TEL.0942-30-1034 FAX.0942-30-1025
- 筑豊労働者支援事務所 TEL.0948-22-1149 FAX.0948-22-4118

お申し込み

ホームページから
お申し込みください。





働き方かえるばい



働き方改革 メリット

働き方を変えれば、 会社も社員も もっとハッピーになれる!



会社側のメリット

- 生産性と効率アップ!
- 優秀な人材の確保!
- 社内活性化により、新たな発想が生まれ、事業拡大につながる!
- 従業員の意欲向上と職場への定着率UP!

社員側のメリット

- 子育てや介護などのライフスタイルに合わせた働き方が選択できる!
- 定時退社で家族と過ごす時間の充実!
- 年次有給休暇取得で趣味やスキルアップの時間が充実!人生がより豊かに!
- 心身のリフレッシュが、新たな発想・創造性につながる!

参加申し込み方法

福岡県働き方改革推進事業ポータルサイトから
お申し込みください。

ポータルサイトへの
アクセスは、こちら



最寄りの労働者支援事務所が必要に応じて、取り組み内容に応じた支援機関やメニュー(県施策、助成金など)を紹介するなどフォローアップします。

これまでに参加した企業の取り組みは、サイト上で公開していますので参考にしてください。

宣言例

- ◎業務の棚卸し(ムダな業務を削減する)を行います。
- ◎管理職が声かけを行い、誰もが休みを取りやすい職場にします。
- ◎社員一人ひとりのキャリア形成を支援する仕組みをつくります。
- ◎子育てや介護をしながら働き続けられる職場にします。
- ◎キャリアプランに合わせた人材育成を行います。
- ◎休みを取りやすいよう、日頃からお互いの仕事を把握し、カバーし合えるようにします。
- ◎業務の標準化や効率化を図るため、業務マニュアルを作成します。

まずは
取り組みやすい
ことから
始めましょう!

福岡県最低賃金額改定のお知らせ

福岡県最低賃金が次のとおり改定されます。

令和3年10月1日から 1時間 **870**円 (28円アップ)

雇う上でも、働く上でも、最低限のルール。
使用者も、労働者も、必ず確認、最低賃金。

最低賃金引き上げには「業務改善助成金」をご活用ください。

問い合わせ先▶ 福岡労働局労働基準部 賃金室

☎ 092-411-4578 ☎ 092-411-4875

<HP> <https://jsite.mhlw.go.jp/fukuoka-roudoukyoku/>

会員に関する各種変更のお知らせ

大成株式会社 福岡支店

■変更事項 ①協会担当者 ②メールアドレス

■変更日 令和3年9月1日

【新】①支店長 近田 幸大

②chikada-ykh@taisei-bm.co.jp

【旧】①担当部長 山田 眞志

②yamada-mss@taisei-bm.co.jp

宝美装株式会社

■変更事項 住所

■変更日 令和3年9月1日

【新】福岡市博多区博多駅前4-13-27 グランドハイツ博多6階

【旧】福岡市博多区博多駅前4-4-21 グリーンビル8階

第63回 福岡県 BM 協会ゴルフ会のお知らせ

| | |
|-------|--|
| 日 時 | 令和3年11月16日(火) 9時46分スタート(アウト・イン同時スタート) |
| 場 所 | 福岡カンツリー倶楽部 和白コース |
| 募集人数 | 32名(8組) |
| 申込締切日 | 11月5日(金)まで(定員に達し次第締切) |
| その他 | 表彰式は新型コロナウイルス感染症の状況次第で中止となる場合があります。その場合、賞品はお送りします。 |

講習会のお知らせ

空調給排水管理従事者研修指導者講習会 (新規・再講習)

◎開催日時 令和3年11月5日(金) ◎会 場 福岡県自治会館

清掃作業従事者研修指導者講習会 (新規・再講習)

◎開催日時 令和3年11月29日(月) ◎会 場 福岡国際会議場

10月 行事予定

| | |
|------|--|
| 4 月 | 2021年(第27回)都市ビル環境の日 *クリーンアップ福岡 (9:30~11:00) 於:福岡県内主要都市中心部 *シンポジウム/昨年度に続き中止 *第14回子ども絵画コンクール 【北九州】(作品展示期間:9/30~10/5) 於:北九州市水環境館 【福岡】(作品展示期間:10/12~10/17) 於:アクロス福岡2階 メッセージホワイエ 【久留米】(作品展示期間:10/19~10/24) 於:久留米市一番街多目的ギャラリー |
| 20 水 | 14:00~ 第133回理事会 於:ホフィスネット会議室 |
| 25 月 | 令和3年度高所作業(ガラス清掃) 安全教育講習会 【午前の部】9:00~12:30 【午後の部】13:30~17:00 於:福岡県自治会館 |
| 27 水 | 病院清掃従事者研修 於:福岡県自治会館 |

お忘れなく 毎月10日は「災害発生報告書」提出締切日です。
毎週金曜日は知事登録業務相談窓口開設日です。
(申込みは、該当週の水曜日まで)

<令和3年度7月分>労働災害発生状況 ※ ()内は前年同月の状況

Report

労働福祉委員会調査



■事故の型別

| 区分 | 墜落 転落 | 転倒 | 激突 | 飛来 落下 | 倒壊 | 激突され | 挟まれ 巻き込まれ | 合計 |
|----|-----------|-------|------|----------|------------|------|--------------|--------|
| 人 | 3(3) | 7(10) | 4(2) | | | | 1(1) | |
| 区分 | 切れ こすれ | 有害物質 | 感電 | 交通事故 | 動作の 反動等 | 針刺し | その他 | 合計 |
| 人 | (1) | | | 3 | | | 3(3) | 21(20) |

■年齢階級別死傷者数

| 区分 | 19歳以下 | 20~29歳 | 30~39歳 | 40~49歳 | 50~59歳 | 60~64歳 | 65歳以上 | 合計 |
|----|-------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|--------|
| 人 | | 1(2) | 2(1) | 3(1) | 1(2) | 5(6) | 9(8) | 21(20) |

■休業日数

| 区分 | 休業なし | 3日以内 | 4日以上 | 15日以上 | 31日以上 | 91日以上 | 死亡 | 合計 |
|----|------|------|------|-------|-------|-------|----|--------|
| 人 | 9(8) | 3(3) | 2(2) | 2(4) | 3(2) | 2(1) | | 21(20) |